

(2) 都市施設整備の方針

(2) - 1 道路・交通施設整備の方針

1) 道路・交通施設整備の基本的な考え方

道路は、人・物の移動、人と人とのふれあいやにぎわいの場の形成、緑の創出、防災、上下水道等のインフラ施設の収納等多様な役割を担っています。本市は、京都・大阪・和歌山等を結ぶ西名阪自動車道、国道24号等の道路網が整備されており、京奈和自動車道（大和北道路）の供用・延伸がすすめられるなど、東西南北に広域道路ネットワークが通過する交通結節点となります。

令和元年度に策定した「大和郡山市総合交通戦略」に基づき、市民や来訪者のニーズの多様化等を踏まえて、交通の面から生活行動を支える多様な交通手段を確保するとともに、本市の魅力を交通体系の充実により高めて、暮らす人、訪れる人を支える交通体系が整った、居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成をめざします。

2) 道路・交通施設整備の目標

本市においては、交通結節点の利便性を活かしつつも、自転車や歩行者の安全かつ快適な移動空間の確保と、自動車交通による環境への負荷の低減に関する取り組みに努め、地域経済の発展と住む人・自然にやさしい交通体系の確立をめざします。

地域経済の発展と住む人・自然にやさしい交通体系

- ① 地域経済の発展を支える道路網の形成をめざします
- ② 誰もが安心して、居心地がよく歩きたくなるみちづくりをすすめます
- ③ 市民活動を支える良好な交通環境をめざします

3) 道路・交通施設整備の方針

① 地域経済の発展を支える道路網の形成をめざします

- ・ 本市の定住都市としての魅力を保つため、「近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画」に基づき、駅舎移転にあわせた駅前広場の機能の充実や駅周辺におけるバリアフリー化の推進によ

り交通結節点の強化を図り、鉄道とバス等との乗り継ぎを円滑化し、公共交通機関の利用を促進します。

- ・ リニア中央新幹線の間駅誘致を働きかけるとともに、具体化を受けた時点における、中間駅を踏まえた広域的な連携軸の構築の検討を促進します。
- ・ 道路網の体系的再編成を行い、広域的な連携、地域の主軸となる道路、地域の特色を活かせる道路、地域内の交通に資する道路等のネットワークを構築します。
- ・ 来訪者の利便性や魅力を高めるため、商業や観光需要に対応した道路環境の整備を行い、回遊性の向上を図ります。
- ・ 都市計画道路は、将来交通量をはじめとする社会経済情勢の変化、市民ニーズの多様化等を踏まえ、改めてその必要性の検証を行い、廃止対象路線等を抽出し、必要に応じて都市計画の見直しを実施します。

② 誰もが安心して、居心地がよく歩きたくなるみちづくりをすすめます

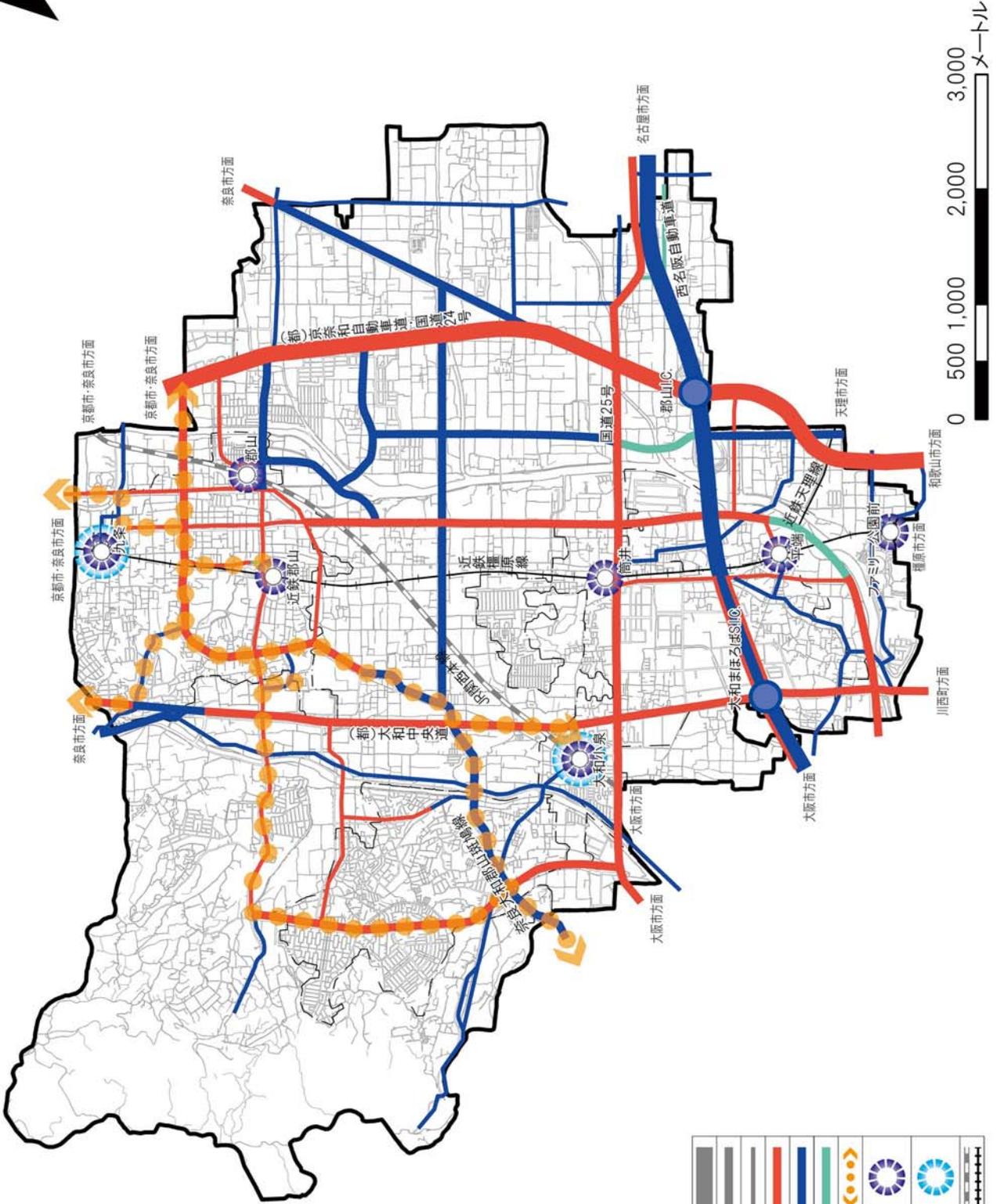
- ・ 中心市街地における城下町特有の自動車やバス通行の不便さの解消等、都市計画道路をはじめとした主要道路の拡幅・整備に取り組みます。
- ・ 歩行者や自転車の安全を確保するために、エリア単位の交通安全対策に取り組みます。また、電線共同溝による無電柱化にも取り組みます。
- ・ 持続可能な交通体系を構築するために、自家用車に過度に依存する交通行動を改め、環境や健康に配慮した交通行動を選択するよう意識を高めます。
- ・ 歩道のバリアフリー化を行うことで、市民の利用を快適化するとともに、駅前広場の整備等により人が集まりやすい環境整備を推進します。
- ・ 歩くことや自転車利用を通じた健康づくりを推進するとともに、歴史文化遺産や豊かな自然のある観光地の周遊環境を改善するため、ゆとりを実感できる歩行者や自転車空間の形成に取り組みます。

- ・ 近年頻発する災害に備え、緊急輸送道路、避難路等の道路防災機能の強化を行い、安全で安心な移動ができる交通環境をつくれます。

③ 市民活動を支える良好な交通環境をめざします

- ・ 路線バス・コミュニティバスや福祉輸送サービス、乗合やデマンドタクシーとも連携し、公共施設利用者と公共交通空白地域の住民の利便性を図ります。
- ・ 地域の特性やニーズに応じた、外出支援を必要とする高齢者の移動支援事業を、地域住民の支え合いによる協働事業として実施します。
- ・ 歩行者等の交通安全を確保し、住民や観光客が安心して安全に歩ける市街地とするため、中心市街地を環状する(都)城廻り線や、市道伊豆七条高野線、平端バイパスの早期供用開始に向けて取り組みます。
- ・ 未就学児の移動経路の安全対策をはじめ、通学路対策及びバリアフリー整備を継続的に実施します。
- ・ 渋滞の緩和と通勤・通学時の安全確保、観光利用への活用等、安全・安心で快適な道路環境づくりに向け、地域住民、警察等と話し合い、地域に適した道路整備を推進します。
- ・ 「大和郡山市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、市内の橋梁について予防保全の補修に取り組みます。
- ・ 市街化調整区域等郊外の農村集落地区の主要な道路については、都市計画道路に準ずる道路として、効果的な整備を推進します。
- ・ その他の生活道路、細街路については、既成市街地、農村等、それぞれの地区特性に応じて、生活環境に必要な水準を確保します。

【道路ネットワークの方針図】



凡例

	広域幹線道路
	地域幹線道路
	地域内道路
	都市計画道路
	都市計画道路以外
	構想路線
	バス軸
	交通拠点
	地域拠点
	鉄道

(2) - 2 公園・緑地整備の方針

1) 公園・緑地整備の基本的な考え方

公園・緑地は、地域住民の生活を支える重要な社会資本であるとともに、個性豊かな地域づくり、地域の活性化、防災性の向上、良好な景観づくり等、都市の環境を保全する重要な役割を担っています。人口減少・超少子高齢社会に対応した、市民が身近に利用できる公園の整備や、多様化する公園利用ニーズへの対応、生物多様性の確保、低炭素社会の実現等、取り組むべき課題が未だ多く存在すると共に、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震等に対し、災害に強いまちづくりに求められる避難地の確保等、都市の防災機能を強化するためにも、公園の整備を引き続き推進します。また、人口一人当たり都市計画公園の整備量が都市公園法の水準を下回るなど、本市においてはより一層の公園・緑地の充実が求められますが、今後郡山城跡公園等の整備がすすめば、水準を上回ることとなります。さらに、都市公園法、都市緑地法、生産緑地法が改正され、都市内の公園、緑地等のオープンスペースに加え、農地等の多面的機能が着目されると共に、都市の緑空間を多様な主体にて積極的に保全・活用していく観点からも、都市における緑空間の創出を推進します。

2) 公園・緑地整備の目標

本市においては、「大和郡山市緑の基本計画」を踏まえ、公園・緑地等の体系的な整備を図るとともに、城跡公園や外堀緑地等の歴史的資源にある緑や、西部の丘陵地帯に見られる多種多様な植生、金魚池等の自然資源を積極的に活用していくこととして、歴史・自然を活かした安らげる公園・緑地をめざします。

歴史・自然を活かした安らげる公園・緑地

- ① 歴史的資源を活かした公園・緑地の整備をすすめます
- ② 市民が安全に利用しやすい公園・緑地の整備をすすめます
- ③ 豊かな自然環境を活かした緑のネットワークづくりをめざします

3) 公園・緑地整備の方針

① 歴史的資源を活かした公園・緑地の整備をすすめます

- ・ 「郡山城跡公園基本計画」に基づき、城跡としての環境を保全しつつ、歴史公園にふさわしい公園空間の創出により、観光及び市民の交流の場として整備推進を図ります。また、郡山城跡を将来にわたって確実に継承していくための体制を整え、城郭遺跡としての価値を高めるため、国史跡指定をめざします。
- ・ 都市公園は、休息・憩いの場としての機能、イベント広場としての機能等を充実するため、必要な施設整備を図ります。また、市民・団体を主体とした継続的な歴史資源の復元・活用を図ります。

② 市民が安全に利用しやすい公園・緑地の整備をすすめます

- ・ 総合公園については、大和郡山市総合公園に加えて、大和民俗公園と矢田丘陵の景観と一体となった自然環境を保全しつつ、休息・鑑賞・散策・遊戯・運動等の総合的な利用を目的とする空間として計画的に補修・更新を図ります。
- ・ 都市公園・緑地について、「大和郡山市公園施設長寿命化計画」に基づき、効率的・計画的に補修・更新を図ります。



大和郡山市総合公園施設

- ・都市公園・緑地内の施設、遊具について、安心して利用できるよう適切な維持管理を行うとともに、日常的に使いやすい地域の資源として、行政・民間企業・市民が連携して情報発信や公園運営を行い、市民主導のイベントの実施等により、まちの活性化を促進します。
- ・都市近くに残された貴重な里山である県立矢田自然公園（丘陵地エリア）については、豊かな自然風土を守りつつ森を育て、多くの人達が自然にふれあえる場として、その保全を図ります。
- ・街区公園・近隣公園・地区公園（住区基幹公園）は、本計画の地区区分を基本に、主に誘致圏、他の公園との位置関係、将来の住区別人口等を考慮して、配置や施設内容、維持管理方法等について、そのあり方の検討とともに、市民が活用しやすい環境づくりをすすめます。
- ・歴史公園である郡山城跡公園を除いた都市公園の整備にあたっては、バリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、段差の解消、多機能トイレの導入等、誰もが使いやすい施設としての充実を図ります。
- ・温室効果ガス削減等の地球環境への負荷を減らすため、公園・緑地の整備をすすめ、緑を増やすことで、低炭素型のまちづくりを推進します。

③ 豊かな自然環境を活かした緑のネットワークづくりをめざします

- ・各地の公園や丘陵地エリアと、河川や金魚池等の水辺空間を有機的にネットワーク化し、水と緑の連携軸を構築します。
- ・富雄川や佐保川沿いには、四季折々に楽しめる植栽を図るなど、市民が水と親しめる良好な河川景観を形成し、生き物の生息空間として河川敷の自然の保全・復元を図ります。
- ・庁舎や学校、下水道施設等の公共公益施設において、植栽スペースの確保や屋上の緑化等を検討するとともに、民間施設における緑化を促進します。

(2) - 3 河川・下水道整備の方針

1) 河川・下水道整備の基本的な考え方

河川は、生活にうるおいを与えるとともに、良好な景観づくり、多様な生態系の維持等様々な役割を担っています。本市の河川は、大和川水系に属する富雄川、佐保川を中心に構成されており、「大和川流域整備計画」に基づき治水対策がすすめられています。今後も、安全で安心して暮らせる川づくりをめざし、浸水被害の軽減・解消を図ります。

また、公共下水道においては、市街化の状況に基づき下水道整備が推進されています。本市の下水道人口普及率は、令和元年度末時点で96.0%ですが、今後も、汚水処理未普及地域の早期解消及び長寿命化をめざし、等しく快適な暮らしを享受できる環境の創出を図ります。

2) 河川・下水道整備の目標

本市においては、都市に潤いをもたらす河川環境について、国や県、流域市町村と連携・調整しながら、限られた財源を有効かつ効率的に活用し、整備を推進することを通じて、安全で身近に感じられる水辺空間をめざします。

安全で身近に感じられる水辺空間

- ① 美しいうるおい景観を形成する水辺環境の整備をすすめます
- ② 安全で身近に感じられる水辺環境の整備をすすめます

3) 河川・下水道整備の方針

① 美しいうるおい景観を形成する水辺環境の整備をすすめます

- ・ 河川沿いの空間については、防災、自然レクリエーション利用及び景観等の機能を高めるために緩傾斜護岸、緑化護岸等を積極的に取り入れます。また、佐保川、富雄川を中心に、公園や周辺農地等を合わせ水や緑とふれあえるネットワークを形成します。

- ・ 魚影や生物をみることができ、河川、水辺に近づきたくなるような河川をめざし、河川の水質浄化に努めます。
- ・ 金魚池、ため池、中小河川は、生活にうるおいをあたえる貴重な水辺空間として、地域性にあった活用方策を検討します。
- ・ 自然と共生した水辺空間と美しい風景をめざし、河川水質や水辺環境の向上を図ります。
- ・ 地域に愛される川づくりをめざし、川についての様々な情報発信、「大和まほろばの川づくり計画」への市民参加、地域と協力した河川管理の推進、地域のまちづくりとの連携を図ります。

②安全で身近に感じられる水辺環境の整備をすすめます

- ・ 河川による洪水、雨水による浸水等の水害を防止するため、河川改修及び内水対策を推進します。
- ・ 下水道施設の老朽化に伴う道路陥没等の事故を防止するため、公共下水道のストックマネジメント手法を踏まえた長寿命化対策を推進します。
- ・ 「大和郡山市下水道事業経営戦略」に基づき、処理可能区域で普及率は100%であるのに対し、未接続の住宅については、下水道接続を促します。
- ・ 生活に不可欠な上水道等の生活用水の供給や、家庭からの生活排水排除対策等、今後も生活環境の保全を図ります。
- ・ 国・県の河川改修に合わせた排水施設の整備や貯留施設の整備をすすめます。
- ・ 洪水による災害の発生防止又は軽減のため、各圏域別河川整備計画に示されている佐保川、富雄川、蟹川、地蔵院川における河川改修整備を推進するため、国、県と連携していきます。

(3) 景観形成の方針

1) 景観形成の基本的な考え方

大和郡山らしい景観は、自然、歴史、生活文化的な景観の特徴が、互いに関わり合い、際立ち合いつつ成り立っています。また、工場団地や駅前、沿道の商業施設の立地等、新しい都市開発等の景観の要素も加わって形成されています。

本市においては、「奈良県景観条例」や「景観法」、「大和郡山市景観形成ガイドライン」と整合を図るとともに、今後は景観行政団体となり、「景観計画」を策定することで、大和郡山らしい良好な景観形成をすすめます。

2) 景観形成の目標

本市においては、大和郡山市特有の自然・歴史的な風景と、都市景観が織りなす良好な景観形成の実現のため、美しく風格のあるまちづくりをすすめるなど、大和郡山らしい歴史・文化・自然景観を守り、育て、活かすことを目標としています。

大和郡山らしい歴史・文化・自然景観を守り、育て、活かす

- ①これまで培われてきた景観を守ります
- ②大和郡山らしい景観を創ります
- ③景観の価値を高め、景観を育てます
- ④地区の特性に合わせて望ましい景観を誘導します

3) 景観形成の方針

①これまで培われてきた景観を守ります

- ・ もっとも代表的な大和郡山らしい景観は、市内から東方に望む青垣と、西方に望む矢田丘陵の稜線です。高い建築物の建築に対する規制や開発行為のコントロール等によって、山並みの眺めを守ります。
- ・ 本市には、郡山城跡、紺屋町等の町屋建築、矢田寺・松尾寺や源九郎稻荷神社等の歴史ある寺社、(都)藺町線等、随所に歴史的・文化的な建築物や道路等の構造物があります。これらの資源を

保存・修復、あるいは利活用していくことにより、景観資源としての現在の姿を将来へ引き継いでいきます。

- ・ 計画的に開発された住宅地や歴史的建築物等の連続性がみられる街並み等においては、新たな建築活動や開発活動に対して規制やルールづくりを行い、将来に渡り、整った街並みやまとまりを維持・保全していきます。
- ・ 本市には、矢田丘陵の森林をはじめ、のどかな田園の緑等、市民の生活に安らぎを与えてくれる豊かな自然の景観があります。開発行為等から、これらの自然を保全していきます。
- ・ 河川や金魚池、ため池等の水辺空間の整備にあたっては、その歴史性や自然特性等に配慮しつつ、良好な景観の再生・創出に努めます。

②大和郡山らしい景観を創ります

- ・ 郡山城周辺の歴史的景観は本市における重要な景観構成要素であり、歴史的景観と調和した観光都市としての魅力を向上させるため、歴史的街並みや歴史資源の保全・整備をすすめます。
- ・ 本市には、多様な景観構成要素があり、場所によって異なる景観特性を構成しています。景観に影響を与える建築物や道路等の構造物を創るときは、地域の景観を特徴づける自然的、歴史的景観構成要素を見出し、それらと調和したデザインとします。



紺屋町

- ・ 道路や公園等に街路樹や植栽をつくり、まちなかの緑を増やしていきます。木立や枝ぶり、樹種等は、地域の植生の特徴や景観的特徴との調和に配慮します。
- ・ 大規模な施設の建設等の際には、街並みにまとまりと統一感が感じられるようにします。また、単調な眺めとならないよう、建築物や道路等の構造物のデザインや、使用する素材等を工夫し、地域の景観特性と調和した個性ある景観を創り出します。

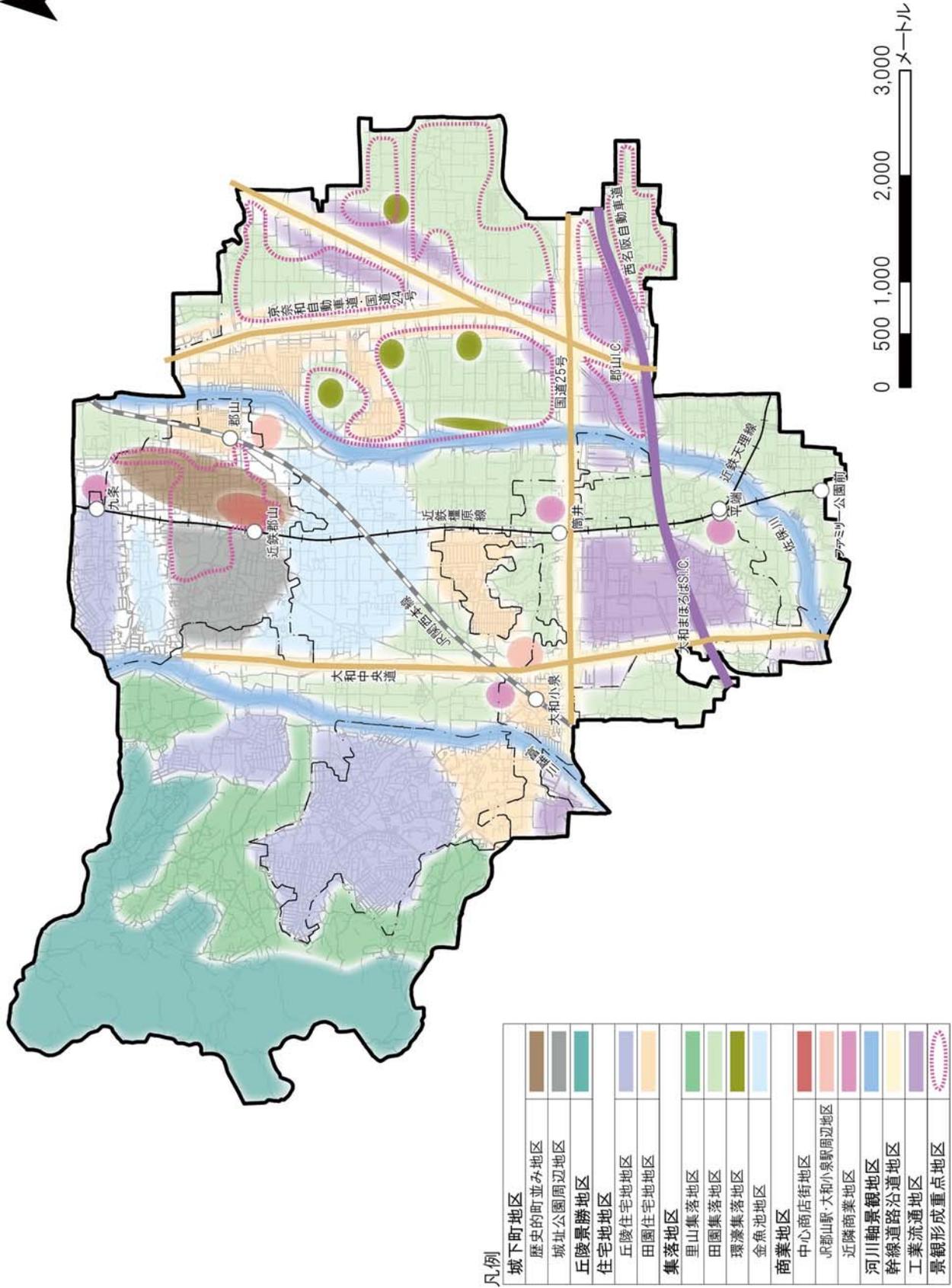
③ 景観の価値を高め、景観を育てます

- ・ 歴史的な建造物が点在している地域等で、街並みにまとまりや統一感を持たせて景観資源としての価値を高めていくため、建築物の外観、色調や高さ等に関するルールをつくり、歴史的な街並みと現代様式の建築物の融合を図ります。
- ・ 「奈良県景観色彩ガイドライン」に基づき、奈良県の色彩景観における現状及び景観形成における色彩の考え方を踏まえた、建築物等の色彩計画を検討し、景観意識の向上を図ります。
- ・ 道路や河川等における美化活動等により、見る人に悪い印象を与える景観疎外要素を取り除いていきます。

④ 地区の特性に合わせて望ましい景観を誘導します

- ・ 地域特性に応じた都市景観の創出をめざし、地域固有の歴史文化資源と豊かな自然環境を良好な景観形成づくりに活かします。
- ・ 本市の玄関口となる近鉄・JR 郡山駅周辺では、眺望の美しい沿道等、特に周辺景観と屋外広告物との調和を図るために、奈良県屋外広告物条例に基づく景観保全型広告整備地区制度の活用を図ります。
- ・ 大和郡山市を代表する景観資源を有し、市民、事業者、行政等、景観に関わる全ての人々が最初に特に力を入れて景観形成に取り組んでいく地区として、景観形成重点地区（城下町地区、環濠集落地区）を設定します。
- ・ 市街化区域における街路樹等の自然環境の整備を図るとともに、田園風景と調和した市街化調整区域の風景を保全します。

【景観形成の方針図】



(4) その他の都市整備の方針

(4) - 1 産業環境の方針

1) 産業環境の基本的な考え方

本市は、奈良県で最大の規模を誇る昭和工業団地を有しており、交通の要でもある西名阪自動車道や京奈和自動車道のインターチェンジにも隣接し、産業振興の拠点となっています。また、江戸時代から始まった金魚養殖等の地場産業や、本市伝統の靴産業、いちじく等の平野部・中山間部における近郊農業等も盛んに行われています。観光産業は、城下町でのおもてなしとして様々なイベントを開催しており、本市特有の産業として重要な役割を担っています。

今後、京奈和自動車道の延伸に伴い、インターチェンジ周辺の利便性はさらに向上することとなります。郡山インターチェンジや大和まほろばスマートインターチェンジ周辺等においては、流通業務系等の施設を重点的に立地誘導するとともに、新たな産業の誘致をすすめます。

2) 産業環境の目標

本市においては、県内有数の工業団地や地場産業の他、郡山城周辺の歴史的資源を活かした観光産業等、多くの産業環境に恵まれています。今後も、本市の産業の振興のために、産業環境の維持・向上をすすめる取り組みを通じて、大和郡山が誇る産業の活性化をめざします。

大和郡山が誇る産業の活性化

- ①本市が誇る産業の維持・向上をめざします
- ②本市独自の地場産業の振興をすすめます
- ③歴史的資源を活かした観光産業の振興をすすめます

3) 産業環境の方針

①本市が誇る産業の維持・向上をめざします

- ・京奈和自動車道の延伸に伴い、さらに交通結節点としての利便性が向上する郡山インターチェンジ周辺では、自然環境や歴史

文化資源、都市景観等との調和に十分配慮したうえで計画的に工業系土地利用を誘導し、企業誘致に向けた取り組みをすすめます。

- ・ 工場等の新設・増設・移転の際は、工場等設置奨励金及び雇用促進奨励金を交付し、事業者の積極的な経営を支援します。
- ・ 奈良県中央卸売市場の再整備として、市場本来の卸売機能と一般消費者を対象としたにぎわいづくりによる地域の活性化を図るとともに、市場を核とした周辺地域との共生に向けた取り組みをすすめます。
- ・ 「近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画」に基づき、観光産業での雇用の拡大とともに、住み続けられるまちづくりをすすめます。また、「大和郡山市立地適正化計画」に基づき、職住近接した住みやすい環境を充実させ、にぎわい溢れるまちづくりをすすめます。



昭和工業団地

②本市独自の地場産業の振興をすすめます

- ・ 本市の地場産業のひとつである金魚産業について、金魚品評会、全国金魚すくい選手権大会、養殖コンクールを通じた生産技術の取得、後継者育成等の取り組みへの支援を行うことで、金魚産業の振興と活性化を図ります。
- ・ 農業においては、耕作放棄地化を防ぎ、担い手に農地の集積をすすめるとともに、需要に応じた水稻や、いちご・トマト・大

和丸なす等の戦略的作物の栽培・販売をすすめます。また、農業団体との連携・協力のもと、新規就農者の創出、経営体の育成、認定農業者を中心とした農業推進等をすすめ、地場産農業の普及・宣伝活動に取り組みます。

- ・ 人・農地プランの作成及び実質化をすすめ、農業の担い手へ農地の集積により地域の農業を守り、農業経営所得の安定を図ります。
- ・ 自然災害等による被災の影響の大きい施設への被害軽減のため、震災対策農業水利施設整備事業の実施や、施設の長寿命化のための農業水利施設判断事業、農道等の整備による生産性の向上を図る農業基盤整備促進事業を継続実施し、農業の振興を図ります。

③ 歴史的資源を活かした観光産業の振興をすすめます

- ・ 滞在周遊型の観光をめざし、多様な観光ニーズに対応した、歴史、文化、自然等を満喫できる魅力的な観光交流拠点の形成を図るとともに、観光消費の拡大と地域経済の活性化をめざします。
- ・ 観光滞在を促進するため、宿泊施設の立地誘導や観光客の受け入れ施設、休憩施設等の整備をすすめます。
- ・ 回遊ルートや観光施設・宿泊施設等に関して、外国人にもわかりやすい案内看板を設置するなど、効果的な案内、情報提供の充実を図り、受け入れ環境整備をすすめます。
- ・ 各観光施設と連携を取りながら、歴史・文化の雰囲気を感じることができる観光地としての情報発信をすすめるとともに、郡山城跡と連携した観光産業創出に取り組み、商店街の活性化や城下町の回遊性向上を図ります。

(4) - 2 住環境・その他の都市整備の方針

1) 住環境・その他の都市整備の基本的な考え方

本市の居住環境は、身近な歴史、自然の中で育まれてきました。しかしながら、建物の老朽化や居住者の高齢化、地球レベルでの環境問題の顕在化といった状況の変化の中で、より良い居住環境

の形成に向けた改善が求められています。本市ではこれまで、住宅の耐震診断及び耐震改修するにあたり支援を実施してきましたが、より一層周知を行うことが必要となっています。

市営住宅については、建物の維持管理を行うとともに、安全で快適な住環境とするために、入居者のコミュニティ形成も含めた検討をすすめます。

また、その他公共施設等の都市施設については、「大和郡山市公共施設等総合管理計画」等に基づき、中長期的な視点から公共施設等のマネジメントをすすめます。

2) 住環境・その他の都市整備の目標

本市においては、定住化の促進と日々の暮らしやすさのために、住環境・その他の都市整備に関わる取り組みを通じて、安全で安心して暮らせる豊かな住環境の形成をめざします。

安全で安心して暮らせる豊かな住環境の形成

- ① 定住化を促進する安心でやさしい住宅施策を展開します
- ② 暮らしやすさをサポートする公共施設の充実を図ります

3) 住環境・その他の都市整備の方針

① 定住化を促進する安心でやさしい住宅施策を展開します

- ・ 「大和郡山市空家等の適正管理に関する条例」に基づき、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家や管理不全空き家の所有者等に対して、適正な措置をすすめます。
- ・ 様々な団体等と連携し、空き家、空き店舗等の利活用に向けた仕組みづくりを通じて、本市に有効な空き家対策を検討し、大和郡山市らしい住み方の提案・発信に取り組みます。
- ・ 市営住宅のバリアフリー化の推進、外壁等改修工事により、長寿命化を図り、入居者が安心・快適に暮らすことができる住環境の提供に努めます。あわせて、市営住宅の建替事業にともない跡地となった土地の活用を検討します。

- ・市営住宅以外の住宅においても、老朽化により、建て替えの支援が必要となっており、住宅の耐震診断及び耐震改修の支援を継続して実施します。

②暮らしやすさをサポートする公共施設の充実を図ります

- ・市内の集会所や公園、オープンスペース等の公共施設について、暮らしやすさのサポートやコミュニケーションの醸成のほか、市民主導のイベント等の実施に活用するため、既存施設の有効活用や機能の充実により、まちの活性化を図ります。
- ・施設の改修、整備のみではなく、国体や様々な大会の開催を見据えた県・他市町村、学校等の既存施設の有効活用による、スポーツをすることができる場の提供をすすめます。
- ・公共施設の維持管理を施設ごとに計画的に実施することをすすめます。また、整備時にエネルギー・省エネルギー型整備機器の導入をすすめます。
- ・ごみの減量化と再資源化が普及するよう、自治会等の団体と連携し、市民のごみに対する理解や意識の向上を図るとともに、環境にやさしい生活を実践できるよう啓発活動を行っていきます。
- ・し尿処理施設については、市民生活に欠かせない施設であるため、今後も安定した施設の運営を継続します。
- ・水道事業の健全経営をすすめるために、施設整備・維持管理について民間委託の導入を検討します。
- ・介護保険事業計画に基づき、介護サービス事業所の整備をすすめます。
- ・地域包括支援センターを地区公民館へ移転することをすすめます。また、老人福祉センターや社会福祉会館等、老朽化した施設の整備方針及び福祉拠点とする福祉ゾーンのあり方について検討します。
- ・防災情報や不審者情報を登録者に配信する市民安全メールの充実を図るとともに、防犯カメラの設置を推進し、市と自治会が協働しながら防犯体制の強化に取り組みます。

(5) 防災・減災の方針

1) 防災・減災の基本的な考え方

今世紀前半にも発生する可能性が高いと見られている南海トラフ地震が、陸に近い地域で発生した場合、本市では最大震度6強の揺れが想定されています。同様に、内陸型地震の中でもっとも被害が大きいと想定されている奈良盆地東縁断層帯による地震が発生した場合も、最大震度7の揺れが想定されています。一方、本市を流れる大和川水系の河川について、近年増加しているゲリラ豪雨による水害に対する防災・減災にも備える必要があります。

このため、地震や風水害といった自然災害に対し、市民と市が共に防災意識を高め、災害時にスムーズに行動し被害を最小限に抑えるよう取り組むことや、市民が危機意識を持ち、日頃の備えに取り組むよう、啓発をすすめることが求められています。また、自然災害全般に対する市の体制づくりと、それに伴う避難所指定、公共施設等の改修整備が必要です。

本市においては、自助・共助の取り組みの連携と、これを支える公助の取り組みのもと、「大和郡山市地域防災計画」や「大和郡山市国土強靱化地域計画」等と整合を図りながら、平常時からの備えや災害発生時における対応等、防災・減災に向けた取り組みをすすめていきます。

2) 防災・減災の目標

本市においては、近年多発する大規模な地震や風水害等の自然災害に対し、常日頃からの個々の危機管理意識の啓発や、建物の耐震化をはじめとする災害への事前の備え等、ハード・ソフト対策を組み合わせ、災害に強く安心・安全に暮らせるまちをめざします。

災害に強く安心・安全に暮らせるまち

- ①安全で十分な避難地等の確保をめざします
- ②日常生活の安全性を高める準備をすすめます
- ③災害発生時を想定した準備をすすめます

3) 防災・減災の方針

①安全で十分な避難地等の確保をめざします

- ・ 避難所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、下水道施設等の都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間を確保します。
- ・ 公園、道路、河川、ため池等の都市基盤施設に、「避難地となる都市公園における災害応急対策に必要な施設」「河川における防災機能の強化」等、災害対策上有効な防災機能の整備をすすめます。
- ・ 文化・福祉施設、公民館等の公共的施設については、「大和郡山市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設保有量の適正化を図るとともに、安全・安心な公共施設等の管理をすすめます。特に、学校施設については、「大和郡山市学校施設整備計画」に基づき、更新・改修及び維持保全の中長期的な計画策定により、安全・安心な教育環境を継続的な確保を図ります。

②日常生活の安全性を高める準備をすすめます

- ・ 「大和郡山市国土強靱化地域計画」に基づき、“人命を守る”、“住民の生活を守る”、“迅速な復旧・復興を可能とする”を目標として、地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策を行い、地域強靱化を図ります。
- ・ 安全・安心を確保するため、空き家を利活用し、災害の危険性の高い地域等から、より安全な市街地へ居住を促進します。
- ・ 大和郡山市防災センターの改修に向けた検討をすすめます。
- ・ 浸水常襲区域の治水対策をすすめるとともに、市内一円及び特定排水路の維持補修、浚渫工事及び公共下水道合流管の維持補修工事を行うなど、水害対策に取り組みます。

③災害発生時を想定した準備をすすめます

- ・ 「自らの身の安全は、自らが守る」という自助の考えを踏まえ、市民一人ひとりが災害に備える意識を高めるため、防災に関する情報提供等の充実を図ります。
- ・ 「自分たちの地域は、地域みんなで守っていく」とう共助の考えを踏まえ、災害発生時に被災の拡大を抑える減災への体制を強化するため、防災出前トーク等を通じて、自主防災組織の育成・支援等をすすめます。
- ・ 自助・共助を支える公助の取り組みとして、防災行政無線のデジタル化をすすめ、通信の高度化を図り、災害時における強固な通信体制の構築をすすめます。
- ・ 災害時の防災拠点の機能強化のため、市庁舎を建て替え、災害対策本部の充実を図ります。
- ・ 本市に定住・来訪、もしくは事業所を立地するための基本的な条件となるまちの安全・安心を確保するため、消防団とも連携しながら地域や団体ごとの防災訓練を開催・支援し、地域自らの災害時の対応力向上や防犯力向上を支援するとともに、自然災害に強いまちづくりに取り組みます。
- ・ 災害発生時に備えた、災害弱者に配慮した保存食のストック確保、防災コンテナや備蓄品等の充実、防災備蓄資機材の拡充、災害時要支援者システムの構築をすすめるとともに、災害廃棄物への対応策として災害廃棄物処理計画の策定をすすめます。
- ・ 国や県の防災に関する各種計画の見直しに基づき、市の防災計画の改定をすすめます。



防災訓練